

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分及び各保護申請却下処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成29年9月4日付けで行った一時扶助決定処分（以下「本件処分1」という。）、保護申請却下処分（以下「本件処分2」という。）及び保護申請却下処分（以下「本件処分3」といい、本件処分1ないし本件処分3を併せて「本件各処分」という。）について、それぞれその取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件各処分について、違法又は不当である旨主張しているものと解される。

1 本件処分1について

処分庁は、更新料に係る需要調査を行っていないにもかかわらず、平成27年9月15日頃の支給申請から同29年9月4日付の更新料支給決定処分までほぼ2年間を要したとする虚偽をもつ

て、処分通知が14日を超えた理由とし、同更新料に係る保護費を同期間不支給とした。

2 本件処分2について

処分庁は、これまで請求人宅の賃貸借更新契約を有効として、賃借料、同契約に依拠する保証料及び火災保険料を支給してきたにもかかわらず、突然、更新契約を無効と宣言し、保護費を不支給とした。

3 本件処分3について

処分庁は、突然、請求人宅は生活保護で借りるには小さすぎるから更新はできないとして、事後的に更新契約を無効と宣言し、保護費を不支給としたことから、処分庁には、請求人に対して、請求人宅の代替住宅（公共住宅）を提供する義務がある。この場合の「公共住宅」とは、福祉事務所などの公共機関が管理する住宅と解釈すべきである。

第4 審理員意見書の結論

以上のとおり、本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 5月30日	諮問
平成30年 6月18日	請求人から主張書面の提出
平成30年 6月21日	請求人から主張書面の提出
平成30年 6月25日	請求人から主張書面の提出
平成30年 7月 9日	請求人から主張書面の提出

平成30年	7月17日	請求人から主張書面の提出
平成30年	7月20日	審議（第23回第2部会）
平成30年	8月13日	請求人から主張書面の提出
平成30年	8月22日	審議（第24回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

そして、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に定める範囲内において行われるものとし、同条1号は「住居」を挙げている。法33条1項は、住宅扶助は金銭給付によって行うものとし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によって行うことができるとし、同条2項は、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設にこれを委託して行うものとしている。

- (2) 法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、3項の書面には決定の理由を付さなければならない

いとし、同条5項は、3項の通知は申請のあった日から14日以内にしなければならず、特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができるものとし、同条7項は、保護の申請をしてから30日以内に3項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができるとしている。

- (3) 法27条1項は、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとし、法29条1項は、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者又は被保護者であった者及びその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができるとしている。
- (4) 法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。
- (5) 保護基準は、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地では月額13,000円以内とされ（保護基準別表第3・1）、当該費用がこの基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法252条の19第1項の指定都市若しくは同法252条の22第1項の中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）の範囲内の額とするとされている（保護基準別表第3・2）。
- (6) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。同通知は地方

自治法 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準。以下「局長通知」という。) は、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等の際し、契約更新料等を必要とする場合には、必要な額を認定して差しつかえないとしている（局長通知第 7・4・(1)・ク）。

なお、特別区等の 1 級地における単身世帯に対する住宅扶助費については、平成 27 年 7 月 1 日からは、限度額は月額 53,700 円（以下「本件限度額」という。）としている。

2 本件各処分について

(1) 本件処分 1 について

被保護者が居住する借家、借間の契約更新等の際し、契約更新料等を必要とする場合には、本件限度額の範囲内において必要な額を認定して差しつかえないとされている（前述 1・(6)）。

処分庁は、本件申請 1 を收受した後、請求人に本件更新契約の詳細について問い合わせても、その詳細を確認することができなかったことから、〇〇に本件更新契約の詳細を確認した上で、本件限度額（53,700 円）の範囲内で、実際に請求人が〇〇に支払った本件更新契約に係る更新料（53,500 円）に相当する保護費を支給していることが認められる。

したがって、本件処分 1 に違法又は不当な点はない。

(2) 本件処分 2 について

処分庁は、本件更新契約について、本件更新契約に係る更新料以外に保証料及び火災保険料の費用を必要としないことを確認したことから、前述 1・(6)に照らして、請求人について、本件更新契約 2 に係る保証料及び火災保険料の費用は必要としないとして本件処分 2 を行ったことが認められる。

また、処分庁は、平成 27 年 3 月 1 日及び同年 5 月 1 日を変更日として、請求人に対して、本件更新契約に係る保証料及び火災

保険料の費用を必要としていないにもかかわらず、保護の要否等の判断をするための調査が不十分なまま、誤って本件更新契約に係る保証料及び火災保険料に相当する保護費を支給するために各保護変更決定処分を行っていたことが認められるが、そのことにより本件処分2の適否に影響がないことはいうまでもない。

したがって、本件処分2に違法又は不当な点はない。

(3) 本件処分3について

法は、住宅扶助について、金銭給付によって行うものとし、これによることができないとき等は、現物給付によって行うことができるとし、住居の現物給付は、宿所提供施設を利用させ、又は宿所提供施設にこれを委託して行うものとしている（前述1・(1)）。

処分庁は、本件処分3の時点において、既に請求人に対して、金銭給付により住宅扶助を実施しており、当該金銭給付による住宅扶助では、保護の目的を達成することができない特段の事情は認められず、仮に請求人について、上記特段の事情が認められたとしても、その場合には、宿所提供施設を利用させ、又はこれに委託して住宅扶助を実施することになるものである。

したがって、本件処分3に違法又は不当な点はない。

(4) 本件各処分について

本件各処分は、いずれも、本件申請1ないし本件申請3のあった日から30日を経過してなされていることが認められるところ、請求人は、法24条7項の規定により、処分庁が本件申請1ないし本件申請3をいずれも却下したものとみなすことができることも踏まえると（前述1・(2)）、本件各処分が法24条5項に規定する期間内になされていないことのみをもって、ただちに本件各処分の取消理由とすることはできない。

以上のことから、本件各処分に違法又は不当な点はない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張し、本件各処分について、それぞれその取消しを求めている。

しかし、上記2で述べたとおり、本件各処分はいずれも法令等の定め反して行われたものとは認められず、請求人の主張をもって、本件各処分の取消理由とすることはできないものというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来